

福島県規則第七十七号

福島県特定再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例施行規則を次のように定める。

令和六年十二月二十日

福島県知事 内堀 雅雄

福島県特定再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、福島県特定再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例（令和六年福島県条例第七十六号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(屋外保管事業場に係る掲示板)

第二条 条例第六条第一項第一号イの規定による掲示板は、縦及び横それぞれ六十センチメートル以上であり、かつ、次の各号に掲げる事項を表示したものでなければならない。

- 一 許可の年月日及び許可番号
- 二 保管する特定再生資源物
- 三 屋外保管事業場の現場責任者の氏名及び連絡先の電話番号
- 四 容器を用いずに保管する場合にあっては、次条に規定する高さのうち最高のもの

(特定再生資源物の保管の高さ)

第三条 条例第六条第一項第二号イの規則で定める高さは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める高さとする。

- 一 保管の場所の囲いに保管する特定再生資源物の荷重が直接かかる構造である部分（以下この条において「直接負荷部分」という。）がない場合 当該保管の場所の任意の点ごとに、地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該保管の場所の囲いの下端（当該下端が地盤面に接していない場合にあつては、当該下端を鉛直方向に延長した面と地盤面との交線）を通り水平面に対し上方に五十パーセントの勾配を有する面との交点（当該交点が二以上ある場合にあつては、最も地盤面に近いもの）までの高さ（当該特定再生資源物が水平面に対し上方に五十パーセントを超える勾配を有する場合にあつては、当該保管の場所から屋外保管事業場の敷地の境界線への水平距離のうち最小のもの三分の二に相当する高さ）又は五メートルのうちいずれか低いもの
- 二 保管の場所の囲いに直接負荷部分がある場合 次のア及びイに掲げる部分に応じ、当該ア及びイに定める高さ
 - ア 直接負荷部分の上端から下方に垂直距離五十センチメートルの線（直接負荷部分に係る囲いの高さが五十センチメートルに満たない場合にあつては、その下端）（以下この条において「基準線」という。）から当該保管の場所の側の任意の点ごとに、（ア）に規定する高さ（当該保管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあつては、（ア）又は（イ）に規定する高さのうちいずれか低いもの）又は五メートルのうちいずれか低いもの
 - （ア） 地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該鉛直線への水平距離が最も小さい基準線を通る水平面との交点までの高さ
 - （イ） 前号に規定する高さ
 - イ 基準線から当該保管の場所の側に水平距離二メートルを超える部分 当該二メートルを超える部分内の任意の点ごとに、（ア）に規定する高さ（当該保管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあつては、（ア）及び（イ）に規定する高さのうちいずれか低いもの）又は五メートルのうちいずれか低いもの

(ア) 当該点から、当該点を通る鉛直線と、基準線から当該保管の場所の側に水平距離二メートルの線を通り水平面に対し上方に五十パーセントの勾配を有する面との交点(当該交点が二以上ある場合にあっては、最も地盤面に近いもの)までの高さ

(イ) 前号に規定する高さ

(特定再生資源物の保管に係る飛散防止等のための措置)

第四条 条例第六条第一項第二号エの規則で定める措置は、保管する特定再生資源物の性状に応じ、屋外保管事業場から特定再生資源物又はその保管に伴って生じた汚水若しくは油分が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置とする。

(特定再生資源物の保管に係る火災の発生又は延焼防止のための措置)

第五条 条例第六条第一項第四号の規則で定める措置は、次の各号のとおりとする。

- 一 特定再生資源物に電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものが含まれる場合にあっては、技術的に可能な範囲でこれらを適正に回収し、処理すること。
- 二 特定再生資源物の一の保管の単位（屋外保管事業場内における特定再生資源物ごとの保管の単位をいう。以下同じ。）の面積を二百平方メートル以下とすること。（当該保管に係る特定再生資源物が金属のみである場合を除く。）
- 三 隣接する特定再生資源物の保管の単位の間隔は、二メートル以上とすること（当該保管の単位の間には不燃性の仕切りが設けられている場合を除く。）。

四 その他必要な措置

(屋外保管事業場の許可証)

第六条 知事は、次の各号のいずれかに該当したときは、知事が別に定める許可証を交付しなければならない。

- 一 条例第七条第一項の規定により屋外保管事業場の設置の許可をしたとき
- 二 条例第九条第一項の規定により屋外保管事業場の設置の許可の更新をしたとき
- 三 条例第十一条第一項の規定により屋外保管事業場の変更の許可をしたとき

2 知事は、次の各号のいずれかに該当したときで、その内容が前項に規定する許可証の記載事項に該当するときは、許可証の書換えをすることができる。

- 一 条例第十一条第二項の屋外保管事業場の軽微な変更等の届出を受理したとき
- 二 条例第十四条第一項の規定により許可屋外保管事業場の譲受け等の許可をしたとき
- 三 条例第十五条第一項の規定により許可屋外保管事業場設置者の合併又は分割の認可をしたとき

四 条例第十六条第二項の規定により許可屋外保管事業場設置者の相続の届出を受理したとき
(屋外保管事業場の設置の許可の申請)

第七条 条例第七条第二項の申請書の様式は、知事が別に定めるものとする。

2 条例第七条第二項第六号の規則で定める事項は、次の各号のとおりとする。

- 一 屋外保管事業場の着工予定年月日及び使用開始予定年月日
- 二 申請者が条例第八条第一項第二号スに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称及び所在地、その代表者の氏名並びにその役員の氏名及び住所）
- 三 申請者が法人である場合には、役員の氏名及び住所
- 四 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名又は名称、住所及び当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出

資の金額

- 五 申請者に第十二条に規定する使用人がある場合には、その者の氏名及び住所
- 六 条例第十九条に規定する現場責任者の氏名及び連絡先の電話番号
- 3 第一項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。
 - 一 屋外保管事業場の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該屋外保管事業場の付近の見取図
 - 二 屋外保管事業場の用に供する土地の登記事項証明書及び不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第十四条第一項に規定する地図又は同条第四項に規定する地図に準ずる図面の写し
 - 三 申請者が屋外保管事業場の用に供する土地の所有権を有しない場合にあつては、当該土地を使用する権原を有することを証する書面
 - 四 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - 五 申請者が法人である場合には、申請前直近の事業年度の法人税及び法人事業税の滞納がないことを証する書類、同年の確定申告書の写し並びに財務諸表（貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類をいう。以下同じ。）
 - 六 申請者が個人である場合には、申請の前年に所得税及び法人事業税の滞納がないことを証する書類並びに同年の確定申告書の写し
 - 七 申請者が個人である場合には、住民票の写し（本籍（日本の国籍を有しない者（以下「外国人」という。）にあつては、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。以下同じ。）及び条例第八条第一項第二号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
 - 八 申請者が条例第八条第一項第二号アからタまでに該当しない者であることを誓約する書面
 - 九 申請者が条例第八条第一項第二号スに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し。第二十一条第二項第五号において同じ。）及び条例第八条第一項第二号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
 - 十 申請者が法人である場合には、役員の住民票の写し及び条例第八条第一項第二号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
 - 十一 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し及び条例第八条第一項第二号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）
 - 十二 申請者に第十二条に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し及び条例第八条第一項第二号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
 - 十三 申請者（申請者が法人である場合には、役員）が外国人である場合には、当該者の日本国における在留資格及び在留期間が確認できる書類
 - 十四 屋外保管事業場の維持に関する計画書
 - 十五 油水分離装置及びこれに接続している排水溝の管理方法を示す書面
 - 十六 電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものの回収及び処理の方法を示す書面
 - 十七 保管する特定再生資源物の性状に応じた、屋外保管事業場から特定再生資源物又は当該保管に伴って生じる汚水若しくは油分の飛散、流出及び地下浸透並びに悪臭の発散の防止

の方法を示す書面

十八 保管等に伴う騒音又は振動による生活環境の保全上の支障の発生の防止の方法を示す書面

(周辺地域の住民への周知の方法)

第八条 条例第七条第三項の規定による周知は、次の各号に掲げるいずれか一つ以上の方法により行うものとする。

- 一 当該屋外保管事業場の敷地境界線からの水平距離が三百メートル以内の区域（以下「特定区域」という。）に所在する住民その他の者を対象とした説明会を開催すること。
- 二 必要な事項を記載した書面を特定区域に所在する住民その他の者に配布すること。
- 三 必要な事項を当該屋外保管事業場又はその周辺の適当な場所に掲示するとともに、当該内容をインターネットを利用して特定区域に所在する住民その他の者の閲覧に供すること。

(周知させる屋外保管の内容)

第九条 条例第七条第三項の知事が必要と認める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 屋外保管事業場の構造及び設備
- 二 屋外保管を開始する予定の日
- 三 現場責任者となる予定の者の氏名
- 四 その他知事が必要と認める事項

(心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者)

第十条 条例第八条第一項第二号アの規則で定めるものは、精神の機能の障害により、屋外保管の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(条例第八条第一項第二号エの生活環境の保全を目的とする法令)

第十一条 条例第八条第一項第二号エの規則で定める法令は、次の各号のとおりとする。

- 一 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）
- 二 騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）
- 三 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）
- 四 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三百三十八号）
- 五 悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）
- 六 振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）
- 七 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第八号）
- 八 ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第五号）
- 九 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）

(条例第八条第一項第二号キ、コ、セ及びソの規則で定める使用人)

第十二条 条例第八条第一項第二号キ、コ、セ及びソの規則で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

- 一 本店又は支店
- 二 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、屋外保管に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

(屋外保管事業場の使用前の検査の申請)

第十三条 条例第八条第三項（条例第十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定による検査を受けようとする者は、知事が別に定める申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、完成後の屋外保管事業場の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図その他参考となる書類又は図面を添付するものとする。

(記録の作成等)

第十四条 条例第十条に規定する屋外保管に関する記録には、次の各号に掲げる区分に応じ、同号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 特定再生資源物を搬入した場合 搬入した特定再生資源物の種類並びにその搬入年月日並びに搬入元ごとの名称、排出現場及び搬入量
- 二 特定再生資源物を搬出した場合 搬出した特定再生資源物の種類並びにその搬出年月日並びに搬出先ごとの名称及び搬出量

2 前項の記録は、許可を受けた屋外保管事業場ごとに備え、毎月末までに、前月中における同項に規定する事項について、記載を終了していなければならない。

(屋外保管事業場の変更の許可の申請)

第十五条 条例第十一条第一項本文の規定による変更の許可を受けようとする者は、知事が別に定める申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

- 一 変更後の屋外保管事業場の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該屋外保管事業場の付近の見取図
- 二 第七条第三項第二号から第十八号までに掲げる書類

(許可を要しない軽微な変更)

第十六条 条例第十一条第一項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 屋外保管事業場の設置の場所に係る変更（地域の名称の変更又は地番の変更に伴うものに限る。）
- 二 許可屋外保管事業場設置者が法人である場合におけるその役員又は第十二条に規定する使用人の氏名又は住所に係る変更
- 三 許可屋外保管事業場設置者が条例第八条第一項第二号スに規定する未成年者である場合におけるその法定代理人の氏名又は住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称若しくは所在地又はその代表者の氏名若しくはその役員の氏名若しくは住所）に係る変更
- 四 屋外保管事業場の構造に係る変更（災害の防止及び生活環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして知事が別に定めるものに限る。）
- 五 屋外保管事業場の面積、保管する特定再生資源物の保管量又は保管の高さの変更（面積、保管量又は保管の高さが減少するものに限る。）

(届出を要する変更)

第十七条 条例第十一条第二項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 着工予定年月日及び使用開始予定年月日
- 二 許可屋外保管事業場設置者に係る次に掲げる者
 - ア 条例第八条第一項第二号スに規定する法定代理人
 - イ 役員
 - ウ 発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者
 - エ 第十二条に規定する使用人
 - オ 条例第十九条に規定する現場責任者

(屋外保管事業場に係る軽微な変更等の届出)

第十八条 条例第十一条第二項の規定による届出は、知事が別に定める届出書を知事に提出して行うものとする。

- 2 第十六条第四号に掲げる事項に変更があった場合における前項の届出書には、変更後の当該屋外保管事業場の設置に関する計画を記載した書類及び変更後の当該屋外保管事業場の構造を明らかにする設計計算書を添付するものとする。

(屋外保管事業場の譲受け等の許可の申請)

第十九条 条例第十四条第一項の規定による許可を受けようとする者は、知事が別に定める申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、第七条第三項第四号から第十三号までに掲げる書類を添付するものとする。

(合併又は分割の認可の申請)

第二十条 条例第十五条第一項の規定による認可を受けようとする者は、知事が別に定める申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 合併契約書又は分割契約書の写し

二 合併の当事者の一方又は吸収分割により当該屋外保管事業場を承継する法人が条例第七条第一項の許可を受けた者でない法人である場合にあっては、当該法人に係る次に掲げる書類

ア 定款及び登記事項証明書

イ 申請前直近の事業年度の法人税及び法人事業税の滞納がないことを証する書類、同年の確定申告書の写し並びに財務諸表

ウ 申請者が条例第八条第一項第二号アからタまでに該当しない者であることを誓約する書面

エ 役員の住民票の写し及び条例第八条第一項第二号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

オ 発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し及び条例第八条第一項第二号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）

カ 第十二条に規定する使用人があるときは、その者の住民票の写し及び条例第八条第一項第二号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

キ 役員が外国人である場合には、役員の日本国における在留資格及び在留期間が確認できる書類

ク 現に行っている事業の概要を説明する書類

三 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該屋外保管事業場を承継する法人に係る次に掲げる書類

ア 役員となる者の住民票の写し

イ 発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主となる者又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者となる者がある場合には、これらの者の住民票の写し（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）

ウ 第十二条に規定する使用人となる者がある場合には、その者の住民票の写し

(相続の届出)

第二十一条 条例第十六条第二項の規定による届出は、知事が別に定める届出書を知事に提出することにより行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 被相続人との続柄を証する書類

二 住民票の写し及び条例第八条第一項第二号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

三 届出の前年における相続人の所得税及び個人事業税の滞納がないことを証する書類並びに同年の確定申告書の写し

四 相続人が条例第八条第一項第二号アからタまでに該当しない者であることを誓約する書面

五 相続人が条例第八条第一項第二号スに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し及び条例第八条第一項第二号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

六 相続人に第十二条に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し及び条例第八条第一項第二号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

七 相続人が外国人である場合には、その者の日本国における在留資格及び在留期間が確認できる書類

(身分を示す証明書)

第二十二条 条例第二十一条第二項の身分を示す証明書は、身分証明書（別記様式）によるものとする。

(屋外保管を適正に行うことができる者)

第二十三条 条例第二十五条第二号の屋外保管を適正に行うことができる者として規則で定めるものは、特定再生資源物が廃棄物となったものの処理に係る次に掲げる許可、認定、委託又は指定（以下この条において「許可等」という。）を受け、かつ、当該許可等に係る事業場において屋外保管を行おうとする者とする。

一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）第七条第一項の許可（知事が別に定めるものに限る。）

二 法第七条第六項の許可

三 法第九条の八第一項の認定（知事が別に定めるものに限る。）

四 法第九条の九第一項の認定（知事が別に定めるものを含む。）

五 法第十四条第一項の許可（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「省令」という。）第九条の二第一項第五号の積替え又は保管を行う場合に係るものに限る。）

六 法第十四条第六項の許可

七 法第十五条の四の二第一項の認定（知事が別に定めるものに限る。）

八 法第十五条の四の三第一項の認定（知事が別に定めるものを含む。）

九 省令第二条第一号の委託（知事が別に定めるものに限る。）

十 省令第二条第二号の指定（知事が別に定めるものに限る。）

十一 省令第二条第四号の指定（知事が別に定めるものに限る。）

十二 省令第二条の三第一号の委託

十三 省令第二条の三第二号の指定

十四 省令第二条の三第四号の指定

十五 省令第九条第二号の指定（知事が別に定めるものに限る。）

十六 省令第九条第四号の指定（知事が別に定めるものに限る。）

十七 省令第十条の三第二号の指定

十八 省令第十条の三第四号の指定

十九 特定家庭用機器再商品化法（平成十年法律第九十七号）第二十三条第一項の認定

二十 前号の認定を受けている者からの委託（知事が別に定めるものであって、当該認定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。）

二十一 特定家庭用機器再商品化法第三十二条第一項の指定

二十二 前号の指定を受けている者からの委託（知事が別に定めるものであって、当該指定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。）

二十三 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成二十四年法律第五十七号）第十条第三項の認定（知事が別に定めるものに限る。）

二十四 前号の認定を受けている者からの委託（知事が別に定めるものであって、当該認定に係る同法第十一条第四項第一号の認定計画に従って行われる場合に限る。）

二十五 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第六十条第一項の許可

二十六 使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十七条第一項の許可

2 前項第二号、第三号（知事が別に定めるものに限る。）、第四号（知事が別に定めるものに限る。）、第六号、第七号（知事が別に定めるものに限る。）、第八号（知事が別に定めるものに限る。）、第十二号、第十三号、第十四号、第十七号、第十八号、第十九号、第二十号（知事が別に定めるものに限る。）、第二十一号、第二十二号（知事が別に定めるものに限る。）、第二十三号（知事が別に定めるものに限る。）、第二十四号（知事が別に定めるものに限る。）又は第二十六号に規定する許可等を受けた者以外の者が、屋外保管事業場において特定再生資源物の場内破砕等（分解、破砕、圧縮その他の処理をいう。）を行う場合は、前項の規定は適用しない。

（市町村条例との関係）

第二十四条 条例第二十七条第一項の規定による申出は、知事が別に定める申出書を知事に提出することにより行うものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 条例附則第三項の規定による届出は、知事が別に定める届出書を知事に提出することにより行うものとする。

3 前項の届出書には、次の各号に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一 第七条第三項各号に規定する書類及び図面

二 保管している特定再生資源物及びその種類ごとの数量を記載した記録の写し

別記様式（第22条関係）

（表面）

身分証明書		第 号
写真 縦3センチメートル 横2センチメートル	職名 氏名	
福島県		
<p>上記の者は、福島県特定再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例第21条第1項の規定に基づく立入検査を行う権限を有する者であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">福島県知事 印</p>		

（裏面）

<p>福島県特定再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例（抄）</p> <p>（立入検査）</p> <p>第21条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、屋外保管事業場又は屋外保管事業場設置者の事務所若しくは事業場その他の施設に立ち入り、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、関係者に提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>
--